

○認知機能検査の実施に関する規程

(平成21年5月29日島根県公安委員会規程第5号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の委託)

第2条 島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、検査を委託する場合、次の基準を満たすと認める法人に委託するものとする。

- (1) 検査を行う者（以下「検査員」という。）が原則2人以上置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、かつ、当該施設等について、高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために必要な組織及び能力を有すること。

(検査員の資格等)

第3条 検査員の資格要件は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
 - イ 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
 - ウ 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行日前に公安委員会が実施した75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習又はイと同等以上と公安委員会が認める講習を終了した者

(委任)

第4条 この公安委員会規程に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、平成21年6月1日から施行する。